

東京都内の景観行政団体における屋外広告物規制に関する研究

A Study on regulation of outdoor advertisement in landscape administrative group in Tokyo

宮上航¹, 宇於崎勝也², 赤澤加奈子²

Wataru Miyagami¹, *Katsuya Uozaki², Kanako Akazawa²

I investigate the actual situation of the maintenance by the difference in measure every ward city of Tokyo and clarify the point that you should make much of in pushing forward the scene maintenance by the outdoor advertising thing. The scene administration group regarded a local characteristic as important and was able to grasp that I worked on a scene instruction.

1. 研究の背景と目的

1949年に屋外広告物法が制定され、その後2004年の改正により市町村が屋外広告物条例を策定可能となった。

東京都では東京都屋外広告物条例を定めて、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を目的とした規制を行っている。東京都は都が定める屋外広告物条例の事務を区市町に委任して規制を行っており、各区市町が独自の屋外広告物条例を持っているわけではない。一方、2004年、景観法の制定により、多くの地方公共団体が景観行政団体となり景観計画を定め、屋外広告物の規制と連携を図っている。東京都内の景観行政団体は景観計画によって屋外広告物の規制を行っているところもあり、東京都の屋外広告物条例と景観計画による規制の関係を明らかにする。

そこで本研究は東京都の景観行政団体が屋外広告物に対して行っている規制の実態や区市ごとの施策の違いによる整備の実態などを探り、今後、屋外広告物による景観整備を進めていくうえで重視すべき点を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

東京都屋外広告物条例の内容を行政資料より把握する。次に各区市の景観計画を分析し、東京都屋外広告物条例と適用範囲、対象について整理する。以上より抽出した基準を整理し、独自の屋外広告物の規制を明らかにする。

3. 対象区市

本研究は東京都における景観行政団体である 17 区⁽¹⁾、6 市⁽²⁾を対象に行う。(以下 23 区市とする。)

4. 屋外広告物条例

規制の主体として都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行う。また、景観行政団体である市町村も、都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定めることがで

き、必要な規制を行うことが可能である。許可等の事務については、委任を受けて市町村が行っている場合もある。屋外広告物等を出すことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域として定めるとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を掲出させない禁止物件を定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域として定めている。禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要についてTable 1.に示す。

Table1. Prohibited area / Prohibited property

区分	禁止区域・禁止物件 禁止されている地域・場所の例	主な適用除外広告物 許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物 許可のいない広告物
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区※、風致地区(知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・固定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・固定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの ○道の標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
禁止物件	<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石埋、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件(パーキングメーター等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの ○道の標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・固定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁止されている物件の例	許可を受けて出せる広告物	
	<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石埋、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件(パーキングメーター等) 	許可を受けて出せる広告物	
	<ul style="list-style-type: none"> ○はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件 ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 		

5. 各区市の景観計画による独自の取り組み

東京都の景観行政団体である 23 区市の景観計画による、独自の取り組みを Table 2.に示す。東京都内で中核市の指定を受けている八王子市は別に分析を行う。22 区市のうち 10 区市が独自で対象となる広告物を挙

1 日大理工・院(前)・建築学専攻 2 : 日大理工・教員・建築

Table2. Each city's own outdoor advertisement ordinance

区市	景観計画	対象となる広告物(独自)	対象範囲
港区	港区景観計画	窓面利用広告物、映像装置つき広告、自動販売機	景観形成特別地区、景観資源や周辺への影響が大きい場所
新宿区	新宿区景観まちづくり計画	東京都屋外広告物条例に従う	新宿御苑みどり眺望保全地区
文京区	文京区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	小石川後楽園周辺【後楽一丁目、後楽二丁目、春日一丁目】 旧岩崎邸庭園周辺【湯島三丁目(一部)、湯島四丁目】 六義園周辺【本駒込五丁目(一部)、本駒込六丁目】 小石川植物園周辺
台東区	台東区景観計画	窓面の内側から表示された広告物 光・映像装置つき広告、自動販売機	景観形成特別地区及び景観育成地区
墨田区	墨田区景観計画	地盤面からの高さ15m以上の部分にある広告物	旧安田庭園、向島百花園
江東区	江東区景観計画	広告塔・広告板の新設、増築、改築	下町水網地域、景観基本軸(臨海・隅田川) 景観形成特別地区(清澄庭園・水辺) 景観重点地区(深川萬年橋・亀戸・深川門前仲町)
品川区	品川区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	旧東海道品川宿地区
目黒区	目黒区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
大田区	大田区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
世田谷区	風景づくり計画	建築物の窓面等の内側から屋外に向けて表示する広告物	環状7号線、環状8号線沿道
渋谷区	渋谷区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
杉並区	杉並区景観計画	広告塔・広告板の新設、増築、改築	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 風致地区、特別緑地保全地区
荒川区	荒川区景観計画	広告塔・広告板の新設、増築、改築	第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域 商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域
板橋区	板橋区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	板橋崖線軸地区、石神井川軸地区、加賀一・二丁目地区
練馬区	練馬区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
足立区	足立区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
江戸川区	江戸川区景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
八王子市	八王子市景観計画	広告塔 広告板 小型広告板 貼り紙 貼り札等 広告旗 立看板等 電柱及び街路灯柱の利用広告 標識利用広告 広告宣伝車 車体利用広告(枠利用) 前号以外の車体利用広告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾	全域
立川市	立川市景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従う
三鷹市	三鷹市景観計画	東京都屋外広告物条例に従う	東京都屋外広告物条例に従うもの
府中市	府中市景観計画	窓面の内側、自動販売機	大國魂神社・ケヤキ並木周辺、多摩川沿川景観
調布市	調布市景観計画	壁面広告、屋上広告、突出広告、地上広告、広告幕、置看板のぼり、バナー広告、貼り紙、窓面の内側を利用した広告	駅周辺・道路・商店街・自然・住宅地・深大寺周辺
町田市	町田市景観計画	映像装置付き広告物(デジタルサイネージ) 窓の内側から屋外に向けて掲出される広告物(窓面利用広告物) 自動販売機にラッピングされた広告物 建築物と広告物が一体となってデザインされたもの	景観ゾーン・景観形成誘導地区

げており、多くは「窓面の内側から表示された広告物」、また「自動販売機・映像装置付き広告」である。これは近年、区内で多く見られるようになってきた窓面利用広告物、光・映像装置付き広告、自動販売機についても、景観に与える影響が大きいことから、景観計画で規制の対象としていると考えられる。

墨田区は「地盤面からの高さ 15m以上の部分にある広告物」と記載されているが、これは旧安田庭園や寺社仏閣など地域に残る歴史的・文化的な面影や下町情緒を残す街並みになどに配慮しているからである。

6. 八王子市の屋外広告物に対する取り組み

八王子市は 2015 年、中核市移行に伴い、独自で都市計画に関する事務を行っており、八王子市屋外広告物条例を制定している。しかし、条例の内容を東京都広告物条例と比較した結果、申請方法に相違点はあったが、申請の対象となる基準、種類は同じ

であることがわかった。

7. 結論

東京都の景観行政団体 23 区市が景観計画で記載している規制内容により、各区市の特徴を把握できたが、実際にどの程度適用されているかは調査できていない。

11 区市は独自の規制を有しており、屋外広告物景観に対する影響に危機感を持ち、規制していることが読み取れる。独自に対象となる広告物を挙げている景観行政団体は地域の特徴を重要視し、景観誘導に取り組んでいることが把握できた。

8. 参考・引用文献, URL

- 1) 東京都都市整備局：
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku>
- 2) 港区公式ホームページ：
<https://www.city.minato.tokyo.jp/senyokusaku/okugai2>。
その他 22 区市、同様

【注記】

- (1) 港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・杉並区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・江戸川区
- (2) 八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市